

指定訪問リハビリテーション事業重要事項説明書

＜令和7年11月1日現在＞

訪問リハビリテーションの提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人相生会
主たる事務所の所在地	〒371-0013 群馬県前橋市西片貝町3丁目292番地
代表者（職名・氏名）	理事長 石川 隆
設立年月日	平成10年2月27日
電話番号	027-223-6533

2. 事業所の概要

事業所の名称	わかば病院指定訪問リハビリテーション事業
事業所の所在地	〒371-0843 群馬県前橋市新前橋町4丁目4番地
事業者名（病院名等）	若松記念わかば病院
所在地	前橋市新前橋町4丁目4番地
電話番号	027-280-3751
FAX番号	027-212-5670
事業者番号・サービス	訪問リハビリテーション事業 (指定事業者番号1010111324)
サービスを提供できる地域	前橋市、高崎市、吉岡町

3. 当事業者の職員体制

職名	資格	人数	業務内容
管理者	医師	1名	管理業務
理学療法	理学療法士	1名以上	訪問リハビリテーション
作業療法	作業療法士	1名以上	訪問リハビリテーション
言語聴覚	言語聴覚士	1名以上	訪問リハビリテーション
事務		1名以上	事務業務

4. サービスの提供時間帯

月曜日	8:45~17:30
火曜日	8:45~17:30
水曜日	8:45~17:30
木曜日	8:45~17:30
金曜日	8:45~17:30
休業日	土曜日、日曜日、年末年始（12月30日~1月3日）

5. 当事業の訪問リハビリテーションの方針

- ① 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- ② 指定訪問リハビリテーション事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。
- ③ 指定介護予防訪問リハビリテーション事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- ④ 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- ⑤ 利用者または利用者家族等の生命または身体を保護するため、緊急や、やむを得ない場合を除き身体的拘束は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合は訪問看護ステーションわかばの身体拘束適正化委員会の指針に準じ、その対応および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急や、やむを得ない理由を記録します。
- ⑥ 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するための対策を行っています。
 - ・虐待の防止のための指針の整備し、従業者に対する研修を実施します。
 - ・虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置します。
 - ・事業所は、指定訪問リハビリテーション等の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報します。
- ⑦ 利用者の状態変化により予定の所要時間と異なる（短縮もしくは超過）場合や、担当者のやむを得ない理由が生じたが場合等は利用者・家族の同意の上、曜日・時間帯、所要時間その日の担当者の変更があります。
- ⑧ 利用者が入院した場合の再開について：入院後 1 ヶ月を過ぎても退院の具体的な目安が決まっていない場合は、一旦終了とし、退院時に利用日を再調整とします。そのため、以前と同じ曜日・時間枠の利用が困難な場合もあります。

6. サービスの内容

利用者の身体機能や日常生活動作能力の維持・向上を目的に、身体、日常生活、認知症等に関するリハビリテーションを実施いたします。このため、利用者自身が難しいと思われる課題を行うこともありますが、安全面への配慮と能力を把握したうえでリハビリテーションの提供を行いますのでご理解ください。

7. 医師の指示について

- ① 訪問リハビリテーションは医師の指示に基づいて行います。その為 3 ヶ月以内に 1 回以上のリハビリテーション医の診療が必要です。
- ② 当院を受診できない場合は、主治医がリハビリテーションの研修を修了している、又は修了する見込みがある場合に限り実施可能です。3 ヶ月に 1 通以上の主治医による診療情報提供書の記載と当院のリハビリテーション医の指示が必要となります。

8. 利用料金

	利用単位数
基本報酬	【訪問リハビリテーション費】 308 単位/20 分
	【介護予防訪問リハビリテーション費】 298 単位/20 分 利用開始日の属する月から 12 月超 減算あり -30 単位/20 分
加算	【退院時共同指導加算】 600 単位/回 【認知症短期集中リハビリテーション実施加算】 240 単位/日 【短期集中リハビリテーション実施加算】 200 単位/日 【リハビリマネジメント加算(イ)】 180 単位/月(該当者のみ) 【リハビリマネジメント加算(ロ)】 213 単位/月(該当者のみ) 医師が利用者又はその家族に説明 270 単位/月(上記に加えて) 【移行支援加算】 17 単位/日 (要介護の方のみ) 【計画診療未実施減算】 -50 単位/20 分 【サービス提供体制加算(Ⅰ)】 6 単位/20 分

* 介護保険の場合は 1 単位 10.17 円、医療保険の場合は 10 円となります。

* 支払い額は各種保険による自己負担分となります。

* 短期集中リハビリテーション実施加算はおおむね週に 2 回、40 分以上の場合に算定します。

* 交通費、片道 10 km 以上は 1km20 円の費用を頂きます。その他、日常生活に要する費用のうち利用者負担が適当と認められる費用については実費を頂きます。

* 体調や都合によりキャンセルされる場合は当日朝までにご連絡下さい。事前に連絡がなく訪問した場合は、サービスを行わなくともキャンセル料として 300 円頂くことがあります。

* 介護保険適応の場合でも保険料の滞納等により、負担割合が変わることがあります。

* 当院以外の医師が主治医の場合、情報提供料が主治医の病院・診療所から請求されます。

* サービス提供証明書が必要な場合は、交付しますのでお申し出ください。

* お渡しする領収証ですが、医療控除の対象となりますので、大切に保管をお願い致します。紛失した場合は二重発行になる可能性がある為、再発行することはできません。必要な場合には領収証明書での対応とさせていただきます。なお、領収証明書は 1 通につき 1,000 円の発行費がかかりますご了承ください。

9. サービス内容に関する要望・苦情

当事業者が提供した訪問リハビリテーション事業に関して、当事業者または職員に対する申し立てがある場合には、【事業者外窓口】又は【事業者内窓口】の担当者までご連絡をお願い致します。方法につきましては、文書での申し立て、口頭での申し立てがあり、どちらの方法でも構いません。

【事業者外窓口】

〒371-0846 前橋市元総社町335-8

群馬県国民健康保険団体連合会

TEL: 027-290-1323

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市介護保険課

TEL: 027-224-1111 (代)

〒370-3692 北群馬郡吉岡町大字下野田560番地

介護福祉課

TEL: 0279-54-3111 (代)

〒370-8501 高崎市高松町35番地1 高崎市役所 2階
 高崎市介護保険課介護保険料担当 TEL: 027-321-1111 (代)
 居宅介護支援事業所

【事業者内窓口】

〒371-0843 前橋市新前橋町3-3
 医療法人相生会 若松記念わかば病院 リハビリテーション課 担当: 須賀、石関
 TEL: 027-255-5252 (代)
 FAX: 027-255-5353

【感染症対策】

- ①利用前に検温をお願い致します。当日、37.5度以上の発熱やのどの痛み、咳、体のだるさといった症状がある方はお休みとなりますので事前に連絡をお願いします。
- ②利用者が新型コロナウイルスと診断された場合、同居している家族が新型コロナウイルスと診断された場合あるいは疑いがある場合も、必ず事業所にお知らせください。感染拡大防止のためご自身が感染した場合は7日間ご利用を中止、家族が感染された場合は5日間ご利用を中止させていただきます。中止期間体調確認をしていただき、中止期間終了前に体調の様子を伺いご利用を再開していきます。
- ③利用中はマスクの着用のご協力をお願いします。脱水を防ぐため飲水の促しを行っていますが、マスクを外して飲水される場合にはお話しされないようにご協力お願いいたします。
- ④職員は常時感染対策を実施しながら業務を行っています。職員が新型コロナウイルスに感染した場合、基本的には5日間お休みを頂きます。

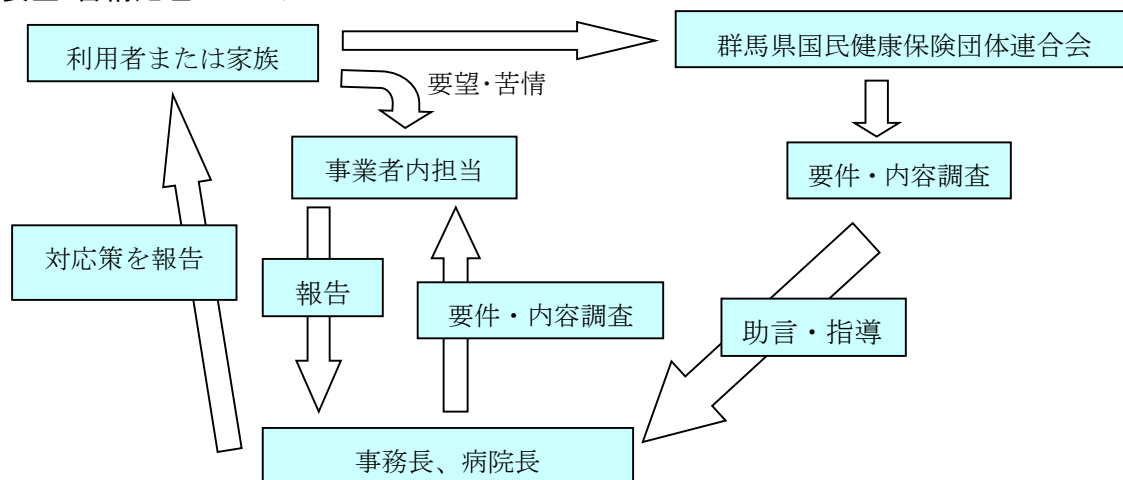
【要望・苦情処理担当】

役職	病院長・管理者	事務長	リハビリ
主な資格	医師		理学療法士
氏名	金子哲也	杉山光三	須賀和江 石関直忠

【要望・苦情処理対応方法】

当事業者は、利用者または家族からの要望・苦情等を受けた場合、管理者の責任において迅速かつ適切に対応いたします。

<要望・苦情処理フロー>



10. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに主治医、家族等へ連絡をいたします。

また、その後は当院の医療事故発生時のガイドラインに基づいて対応します。

11. 非常災害対策

事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連絡体制を整備し、それらを従業者に周知するとともに定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行うものとします。その他、災害防止策についても必要に応じて対処する体制をとります。

12. 秘密保持及び個人情報の保護

1. 事業者及びその従業者は個人情報保護に関する法律等の関係法令等を遵守します。
2. 個人情報保護に関する内部規程等を策定し、利用者及び家族の個人情報の適切な管理に努めます。
3. 利用者及び家族の個人情報の利用目的をあらかじめお知らせします。
4. 個人情報の利用は、利用目的の範囲内で必要な限りにおいて行います。
5. 個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改竄、漏洩などの防止等、安全管理に努めます。
6. 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（いわゆる「高齢者虐待防止法」）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

○ 利用者及び家族の個人情報の利用目的

- ① 介護サービスの提供を受けるにあたって、担当職員と介護サービス事業者との間で、利用者及び家族の状況を把握しサービス担当者会議やリハビリ会議などを円滑に行うために必要な場合
- ② 当事業所のサービスを他サービスへ移行する場合、他サービス事業者との円滑な連携を図る為に必要な場合
- ③ 上記の他、介護サービス事業者との連絡調整のために必要な場合
- ④ 現に介護サービスを受けている場合で、体調不良や怪我等で病院を受診した時に医師・看護師等に情報提供する場合

○ 利用する期間

契約を終了し引継ぎする他事業所への申し送りを終了するまでの期間とします。

13. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、家族等へ連絡をいたします。

また、訪問リハビリ時以外に自宅で容態の変化があった場合には、速やかに主治医、救急隊等への連絡をお願い致します。

主治医	医療機関の名称 氏名	
緊急連絡先①	氏名(利用者との続柄) 電話番号	
緊急連絡先②	氏名(利用者との続柄) 電話番号	

この重要事項説明書は、説明と同意の確認のために2通作成し、利用者と事業者が各々署名して1通ずつ保有します。また、署名は契約書に統一して行います。利用期間中はいつでも確認できるところでの保管をお願いいたします。